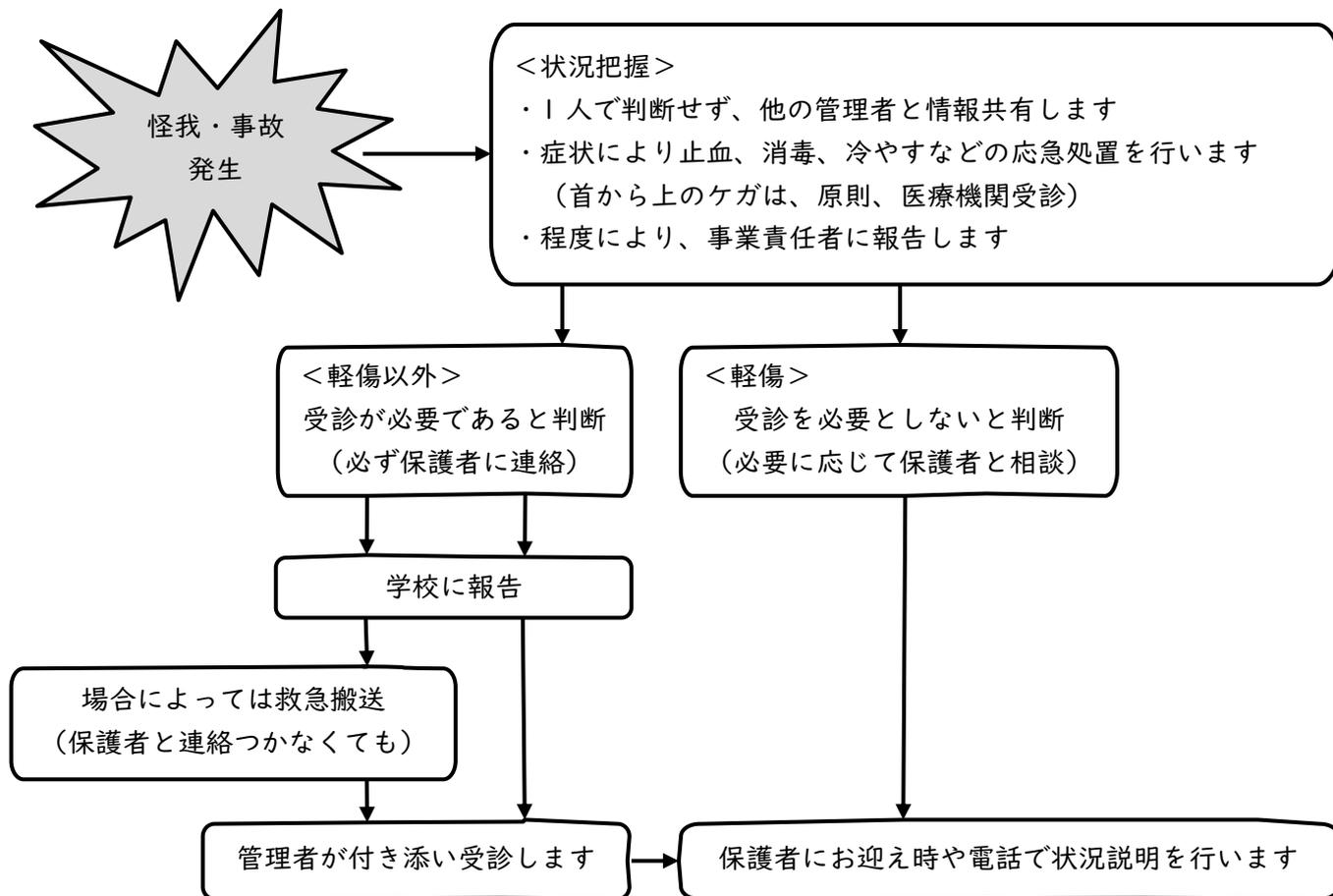


児童が怪我をした際の対応

1 対応フロー



2 対応内容

(1) 状況把握(事実確認)

「いつ」、「どこで」、「何をしていた」、「どうなった」を本人や周囲の児童から聞きます。

(2) 軽症の場合

擦り傷、切り傷、打ち身、ねんざ、やけど、鼻血など軽易な怪我は、流水で傷口を十分に洗ってからガーゼで覆ったり、患部を冷やすなど応急処置を行い、様子をみます。

(3) 軽症以外の場合

傷口が大きい、深いなど縫合が必要と思われる怪我、首から上の怪我(打撲、裂傷など種類問わない)、骨折の疑いがある、目や歯に関するもの、捻挫、鼻血など応急処置を行ったが腫れがひかない、あるいはひどくなったものは、医療機関を受診します(場合によっては救急搬送)。

(4) 医療機関を受診する際は、保護者の方は必ず受診する医療機関にお迎えをお願いします。また、受診費用は保護者の負担です(後日、保険会社から傷害保険の利用案内が郵送されます)。

【傷害保険内容】

- ① 死亡・後遺傷害(最高)1,000,000 円/1 名、②入院 1,500 円/日、③通院 1,000 円/日

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室
 電話 06-6384-1599(直通) / FAX 06-6380-6771
 メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp